

学校法人 ノートルダム女学院

寄 附 行 為

(1) 学校法人 ノートルダム女学院寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人ノートルダム女学院と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区下鴨南野々神町1番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、設立母体であるノートルダム教育修道女会から受け継いだ教育理念を建学の土台として学校教育にあたる。すなわち、イエス・キリストの福音に基づいて、神に創造された児童・生徒・学生一人一人の個性と尊厳を信じ、彼らの可能性が完全に開花され、平和な人類社会の発展と環境保全をふくむ地球的諸課題の解決に貢献する力をつけることを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

(1) 京都ノートルダム女子大学

大学院 人間文化研究科 心理学研究科

国際言語文化学部 英語英文学科 国際日本文化学科

生活福祉文化学部 生活福祉文化学科

心理学部 心理学科

現代人間学部 福祉生活デザイン学科 心理学科 こども教育学科

(2) ノートルダム女学院高等学校 全日制課程 普通科

(3) ノートルダム女学院中学校

(4) ノートルダム学院小学校

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 13名

(2) 監 事 2名

2. 理事のうち1名は理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都ノートルダム女子大学学長、ノートルダム女学院高等学校長及びノートルダム学院小学校長。
 - (2) 宗教法人カトリックノートルダム教育修道女会が推薦する者のうちから理事会において選任された者2名。
 - (3) 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者4名。
 - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任された者4名。
2. 前項第1号及び第3号に規定する理事は、学長、校長、又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第(1)号に掲げる理事は除く。以下この条において同じ)の任期は3年とする。

但し欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が法令又はこの寄附行為の規定に違反し、若しくは役員としてその職務上の義務を著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったときは、理事会の2/3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

2. 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務と代理等)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又その職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第13条 監事の職務は、次の通りとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は理事長が招集する。
4. 理事会に議長を置き理事長をもってあてる。
5. 理事会招集の通知は、会議の7日前までに日時場所及び会議に付すべき事項を示して発しなければならない。
6. 理事長は、理事の1/3以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内にこれを招集しなければならない。
7. 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は出席理事の互選によって定める。
8. 理事会は、理事の定員の2/3以上の出席がなければその議事を開き議決することができない。
9. 理事会の議事は法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第15条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、開会の日時、場所、出席理事、欠席理事の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席理事全員がこれに署名押印するものとする。
3. 議事録は、常に事務所に備え置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第16条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は27名をもって組織する。
3. 評議員会は理事長が招集する。
4. 評議員会の招集通知は、会議の日の7日前までに日時場所及び会議に付すべき事項を示して発しなければならない。
5. 評議員会は議長を置き（会議の都度）評議員の互選で定める。
6. 理事長は評議員総数の1/3以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
7. 理事長が前項の規定による招集をしない場合には評議員の過半数が連名で招集することができる。
8. 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
9. 評議員会の議事は出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
10. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録の作成)

第17条 第15条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(議決事項)

第18条 第26条に規定する場合のほか次に掲げる事項については評議員会の議決を要する。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (6) 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定

(諮問事項)

第19条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 寄附金募集に関する事項
- (2) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (3) その他学校法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員会の職務)

第20条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む）のうちから理事会において選任された者10名。
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任された者6名。
 - (3) この法人に関係のある学識経験者で理事会において選任された者11名。
2. 前項第(1)号に規定する評議員はこの法人の職員を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第22条 評議員の任期は3年とする。

- 但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 評議員は再任されることができる。
 3. 評議員はその任期満了の後も後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の2/3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は次ぎの事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は、これに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経常に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。
4. 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第26条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを消費し、又は担保に供してはならない。

但しこの法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは理事会において2/3以上の議決を経てその一部に限り処分することができる。

(現金の保管)

第27条 運用財産のうち現金は確実な銀行に預け入れ、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は予備金、運用財産中の授業料、入学金、受験料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計は学校法人会計基準に従って処理するものとする。

(予算及び事業計画)

第30条 予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長においてこれを編成し、理事会において2/3以上の議決を経なければならない。

(決算及び実績の報告)

第31条 決算は毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(資産の総額の変更登記)

第32条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2ヶ月以内に登記しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類及び第13条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解 散

(解 散)

第35条 この法人は私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事由に因るほか理事会において理事の2/3以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。

2. 前項の事由に因る解散は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3. 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、理事会において理事の2/3以上の議決を経なければならない。
4. 前項の事由による解散は文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第36条 解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産は理事会において理事の2/3以上の議決によって選定された学校法人又は教育事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第37条 合併しようとするときは理事会において理事の2/3以上の議決を経なければならない。

2. 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事の2/3以上の議決を経なければならない。

2. 寄附行為の変更は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事の 2/3 以上の議決を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 39 条 この法人は第 33 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は学校法人ノートルダム女学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 41 条 この寄附行為についての細則その他学校経営に関する諸規程は理事会においてこれを定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は次の通りとする。
理事 シスター・M・ユージニア・レイカー
シスター・M・アロウイン・ライナアト
シスター・マリイポウル・ニイマン
シスター・マガレット・シオダ
シスター・アキコ・ゲマ・トオミ
監事 ミカエル・マキロプ神父
ベネディクト・トミザワ神父
2. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和26年12月22日）から施行する。
3. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和29年3月26日）から施行する。
4. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和36年3月10日）から施行する。
5. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和37年7月25日）から施行する。
6. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和49年2月18日）から施行する。
7. この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成5年12月22日）から施行する。
8. この寄附行為は平成11年3月23日に文部大臣の認可をうけ、平成11年4月1日から施行する。
9. この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。
10. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。
11. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成15年3月31日）から施行する。
12. この寄附行為は平成16年10月5日から施行する。
13. この寄附行為は平成16年11月17日から施行する。
14. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成17年9月20日）から施行する。
15. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成18年3月22日）から施行する。
16. この寄附行為は平成18年4月1日から施行する。
17. この寄附行為は平成19年4月1日から施行する。
18. この寄附行為は平成20年2月26日に文部科学大臣の認可をうけ、平成20年4月1日から施行する。
19. この寄附行為は平成25年3月26日から施行する。
20. この寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成28年8月31日）から施行する。
21. この寄附行為は平成31年4月1日から施行する。